

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 <u>なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。</u> 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら	【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら

新

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>住家全壊</u> <u>（全焼・全流失）</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</u>
<u>住家半壊</u> <u>（半焼）</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</u>

旧

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>全壊</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。</u>
<u>大規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。</u>
<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家</u>

新				旧			
		大規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>				<u>の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。</u>
		中規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>	半壊			<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</u>
		半壊	<u>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上30%未満のものとする。</u>	準半壊			<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。</u>
		準半壊	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める</u>				
				※全壊、半壊：被害認定基準による。 ※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣			

新		旧
	<u>損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>	<u>府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）</u>
※被害認定基準による。 *本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。		*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。
3～4. （略）		3～4. （略）
5. 調査方法		5. 調査方法
（略）		（略）
●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。		●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

新	旧
(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 6 年改定 「水害編」の「第1次調査」における、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の「浸水深	(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等

新	旧
<u>による判定」を変更 等</u> (略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上 <u>50%未満</u>とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上 <u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において浸水深が床上<u>1m以上1.8m未満</u>のときは、住家の損害割合を30%以上 <u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上<u>0.1m以上1m未満</u>のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、<u>床上0.1m未満</u>のときは、住家の損害割合を10%以上 <u>20%未満</u>とし「準半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%	(略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において<u>一見して浸水深（最も深い部分）</u>が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を

新	旧
未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7～12. （略）	除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7～12. （略）

新	旧
<第 1 編 地震による被害> (略)	<第 1 編 地震による被害> (略)

新	旧
<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の	<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生

新	旧
損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。	している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

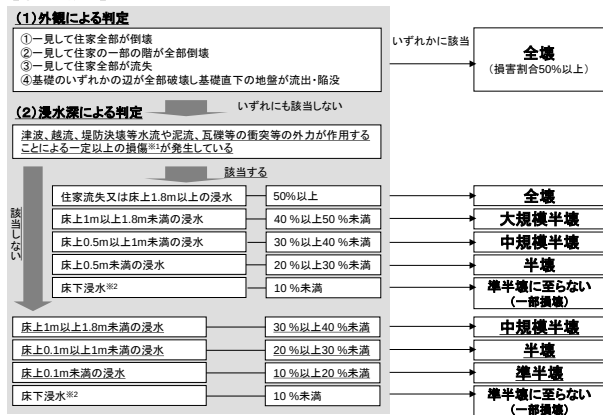
新

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

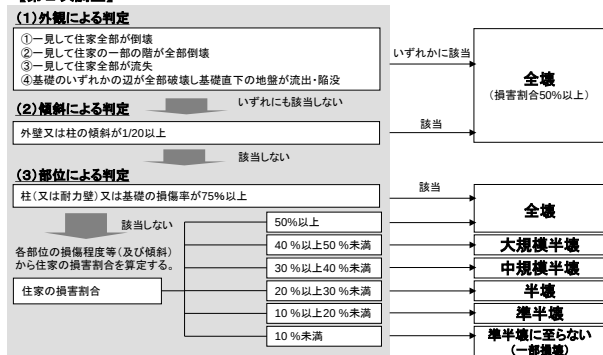
【第1次調査】 戸建ての1～2階建ての場合



被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合は、第2次調査から開始する

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

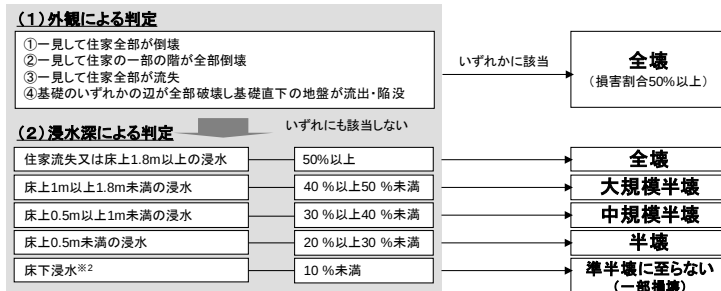
旧

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

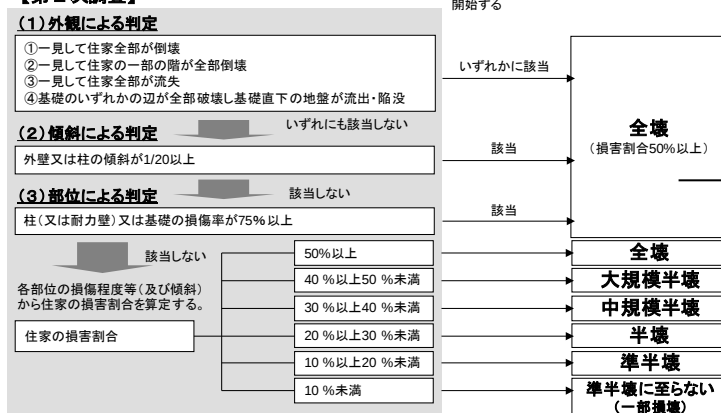
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷[※]が発生している場合



被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

（削除）

旧

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

（2）浸水深による判定

いずれにも該当しない

床下浸水※2

10 %未満

**準半壊に至らない
（一部損壊）**

【第2次調査】

（1）（2）いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

（2）傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

該当

（3）部位による判定

該当しない

柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等（及び傾斜）から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40 %以上50 %未満

30 %以上40 %未満

20 %以上30 %未満

10 %以上20 %未満

10 %未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

**準半壊に至らない
（一部損壊）**

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
※再調査では第2次調査（3）部位による判定を中心に実施する

新	旧
1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合には、<u>外観目視調査により、浸水深を把握し、下表により被害の程度を判定する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。	※1 <u>外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</u> ※2 <u>水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。</u> 1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合で、<u>浸水深（最も深い部分）が床上まで達していないときは、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定して調査を終了する。なお、浸水深（最も深い部分）が床上以上である場合は、引き続き第2次調査を実施する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

新				旧
床上1m以上 1.8m未満の浸水 住家の損害割合 30%以上 中規模半壊 ☐				(新規作成)
床上0.1m以上 1m未満の浸水 住家の損害割合 20%以上 半壊 ☐				
床上0.1m未満の浸水 住家の損害割合 10%以上 準半壊 ☐				
床下浸水 住家の損害割合 10%未満 準半壊に 至らない (一部損壊) ☐				
※ 【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合に適用				
2. 第2次調査に基づく判定 (略)				2. 第2次調査に基づく判定 (略)

新	旧
<第3編 風害による被害> (略)	<第3編 風害による被害> (略)

新	旧
<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)	<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)